

○消費者契約法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・消費者契約法の一部を改正する法律（平成一八・六・三）法六
- （一）本則（平成一九・六・三）施行

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとき、事業者の損害賠償の責任を免除する条その他の消費者の利益を不当に害することとなる条の全部又は一部を無効とするほか、消費者被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体を事業者等に対する差止請求をすることができることとする。この法律により、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第四条（一）（略）

新四（改正により追加）

④ 第一条第一号及び第二項の（重要事項）とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であつて消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に顕著な影響を及ぼすべきものをいふ。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

改正後の⑤

⑤ 第一条第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消は、これをもって善意の第三者に對抗することができない。改正後の⑥

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条（一）前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をするこの委託（以下この項において単に「委託」という。）を、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者を含む、以下（受託者等）というが消費者に対して同条第一項から第四項までに規定する行為をした場合には、この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、当該事業者又は次条

第二項に規定する受託者等」と読み替へるものとする。

② 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二）以下同じ。）は、事業者の代理人及び受託者等（以下「代理人」といふ。）を含む。事業者の代理人及び受託者等（以下「代理人」といふ。）は、同条第一項から第四項までに規定する行為をした場合には、同条第二項及び第七條において同じの規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

（解釈規定）

第六條 第四條第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第十九号）第九十條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

（取消権の行使期間等）

第七條 第四條第一項から第三項までの規定による取消権は、追認を受けることができる時から六箇月間行わないときは、時効として消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

② 会社法（平成十七年法律第八十号）その他の法律により許され又は強迫を理由として取消し又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該契約若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四條第二項から第三項まで（第五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消をすることができない。

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条（一）（略）

一・二（略）

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

五（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（他の法律の適用）

第一条（一）消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

（差止請求権）

第二條 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四條第一項から第四項までに規定する行為（同条第一項に規定する行為を除く。）を行つたこと、又は行つたおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができる場合に限る。

② 適格消費者団体は、次の号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四條第一項から第三項までに規定する行為を行つたこと、又は行つたおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する差止の指示又は救済の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一・二（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）